

年税額について

年税額は一年間に納めていただく税額(全体)です。
税金を納めていただく方法は大きく分けて給与・年金からの特別徴収(給与・年金差し引き)と普通徴収(個人払い)の2通りがあります。
特別徴収分がある場合は、それらを差し引いた残りの分が差引普通徴収税額(普通徴収分)として記載されます。

本年より年金から特別徴収が始まる方(65歳以上)

年金分の住民税の1/2は普通徴収(個人払い)となり、第1期と第2期で納めていただきます。残りの1/2は、年金より10月・12月・2月に特別徴収されます。

	第1期	第2期	第3期	第4期
年金以外	20,800	18,000	18,000	18,000
年金	1,500	1,000	****	****
納付額	22,300	19,000	18,000	18,000

※調整控除は普通徴収分から差し引かれます。

公的年金からの特別徴収(地方税法321条の7の2)

前年中に公的年金を受け、令和8年4月1日(基準日)に65歳になられている方は、令和8年10月以降に支払われる老齢基礎年金等から、住民税が特別徴収されます。

16歳未満の扶養控除額はありませぬ。扶養親族数は住民税の非課税判定等に使用しますので人数のみ記載されます。

所得金額の計算について

給与と年金の収入は別々に一定の式にあてはめ、所得額を計算します。(所得税法別表5など)
事業等の収入がある場合には必要経費を引いたものが所得となります。

所得税と住民税の所得控除の違いについて

所得税と住民税では各種所得控除の額が下記の例のように異なります。

	所得税	住民税
一般扶養控除	38万円	33万円
特定扶養控除	63万円	45万円
老人扶養控除	48万円	38万円
ひとり親控除	35万円	30万円

住民税の控除額についての詳細は納税通知書の裏面に記載されています。

132-8501
東京都江戸川区中央1丁目4番1号

課税 太郎 様

あなたの区民税・都民税、森林環境税を本書のとおり決定しましたので通知します。

令和8年6月10日
東京都江戸川区長

斉藤 猛

課税課へのお電話の際は
お問合せ番号をお伝えください。

江戸川区 総務部 課税課

お問合せの際は以下のお問合せ番号をお伝えください。

お問合せ番号 22-0000000000-00-00

6月11日以降に発送する通知書には変更等の事由が入ります。

年度の表示について
課税年度がここに表示されます。

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書

課税 太郎
江戸川区中央1丁目4番1号

下記の通り決定しましたので通知いたします。

年税額	給与特別徴収額	年金特別徴収額	差引普通徴収税額	
新規	79,800	0	2,500	77,300

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
令和8年6月30日	22,300	19,000	18,000	18,000
新規	22,300	19,000	18,000	18,000
充当額	0	0	0	0
差引	22,300	19,000	18,000	18,000

▼一括で納めていただく場合
*一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

納期限	納付額	前納税額	差引納付額
令和8年6月30日	77,300	*****	*****

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	老齢基礎年金
支払者の名称	厚生労働大臣(日本年金機構)
支払者の法人番号	6000012070001

▼今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

今年より特別徴収される月	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
金額	0	0	0

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合には、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

今年より特別徴収される月	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
金額	900	800	800

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税課税明細書 (令和8年6月10日現在) (単位:円)

▼所得金額等		▼所得控除額	
給与収入	214,516	社会保険料控除	404,478
公的年金等収入	2,313,074	生命保険料控除	56,000
不動産所得	763,355	地震保険料控除	25,000
公的年金等雑所得	1,213,074	扶養控除	450,000
その他雑所得	253,228	基礎控除	430,000
以下余白		*以下余白*	
合計所得金額	2,229,657	控除合計	1,365,478
繰越損失額	0		
総所得金額等	2,229,657		

▼課税標準額

総所得	864,000
以下余白	

▼扶養親族・特親該当区分

控除区分	特別区民税	都民税
税額控除前所得割	51,840	34,560
調整控除	6,900	4,600

▼算出税額

所得割	特別区民税	都民税
所得割	44,900	29,900
均等割	3,000	1,000

▼森林環境税額

減免額・免除額	0
年税額(住民税及び森林環境税の額)	79,800
給与・公的年金等からの特別徴収税額	2,500
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)	77,300
控除不足額(うち還付額)	0

年税額の計算のしかた

住民税は(給与・年金等)複数の収入がある場合それらを合算して計算します

※上場株式や土地の譲渡などの課税分は税率が異なるため、別に計算します。

A	合計所得金額	2,229,657円
合計所得金額(A) - 繰越損失額(この例では0円) = B		
B	総所得金額等	2,229,657円
C	控除合計	1,365,478円
D	課税標準額(B-C)	864,000円

(Dの課税標準額は1,000円未満切り捨て)

都民税	
所得割(4%)	864,000円(D) × 4% = 34,560円 - 4,600円(調整控除) = 29,900円
均等割	1,000円
合計	30,900円(E)(100円未満切り捨て)

区民税	
所得割(6%)	864,000円(D) × 6% = 51,840円 - 6,900円(調整控除) = 44,900円
均等割	3,000円
合計	47,900円(F)(100円未満切り捨て)

森林環境税(国税) 1,000円(G)

(調整控除は所得税との控除差による税負担増を減じる控除です)

1年間に納めていただく税額

30,900円(E) + 47,900円(F) + 1,000円(G) = 79,800円(H)

仮徴収について(地方税法321条の7の8)

各年度の公的年金分の年税額の1/2を翌年度の4月・6月・8月に仮に徴収することが法律で定められています。

なお、令和9年4月・6月・8月分の税額(青色の欄の金額)は、令和9年度住民税なので、今回の年税額には含まれていません。

税額控除について

調整控除等の税額控除は社会保険料控除などの所得控除とは異なり、課税標準額に都民税や区民税の税率を乗じたあとに控除されます。

住宅ローン控除やふるさと納税などの寄附金税額控除などもこちらに記載されます。